

南伊勢町告示第9号

地方自治法第199条4項及び7項の規定により、平成23年2月16日・17日に実施した定期監査について、地方自治法第199号第9項の規定により結果を別紙のとおり公表します。

平成23年3月9日

代表監査委員 三 矢 勤

監 査 委 員 中 山 盛

記

( 別 紙 )

- ・ 平成22年度 定期監査等報告書

平成22年度

定期監査等結果報告書

南伊勢町

## 1. 監査実施年月日及び監査対象

- (1) 平成23年2月16日
- ・鳥獣害防止総合対策協議会
  - ・南島メディカルセンター
  - ・南島東小学校
  - ・鵜倉出張所
- (2) 平成23年2月17日
- ・総務課
  - ・商工会
  - ・観光協会

## 2. 監査の種別

- (1) 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- (2) 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- なお、行政監査の視点に立った監査も併せて実施を行った。

## 3. 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長立会いのもと説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、各関係書類、諸帳簿等の試査・調査を行った。

## 4. 監査の主眼

公有財産、物品、その他物品の管理、処分、検収がそれぞれ適正に行われているか、前渡金等現金の出納管理は適正になされているか、補助金は適正に執行されているか、その事務処理は適切に行われているか、また、その効果は十分発揮されているかを主眼として監査を行った。

## 5. 監査の結果

各監査対象に対する監査の結果は別紙の指摘及び意見のとおりであるが、財産の管理、出納管理は適切であり、補助金については、おおむね所期の成果を挙げられたものと認められる。しかし、事務手続きの不備や補助要綱等規程が定められていないところもあり、今後の整備を望みます。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を指示しました。

#### (1) 鳥獣害防止総合対策協議会

補助目的は、地域が一体となり、鳥獣害防止の事業に取組、町内の鳥獣被害を減少させるため事業を行うことである。主な支出は駆除隊に対する報酬に使われており、延べ日数で約650回、捕獲・追払い合計で130頭の活動実績であった。その他の支出は、電柵の設置、緩衝帯の整備等に支出されていた。その事業効果については、短期間では判断しにくいだが、一定の効果が得られていると考えられ、今後の活動により更なる効果が期待される。

事務処理については、適正な出納処理及び書類の作成を指摘した。また、補助申請・実績報告が行われておらず、適正な事務処理を行うよう、指摘を行った。

#### (2) 南島メディカルセンター

補助目的は、地域医療、入院施設及び一時救急の確保を担うためであり、補助目的に沿った補助金執行が行われており、適正に支出されていた。

事務手続きも問題なく適正に処理されていたが、補助金が運営補助であるので、当初予算前に事業計画を提出し計画に基づき交付手続きを行うよう改善してはどうかと提言した。

#### (3) 南島東小学校

給食費等の納入状況に関して、未納は発生しておらず、現金の管理についても、適正に管理されていた。備品等の管理、備品台帳の整備についても、よく留意されており、備品台帳は新たに購入されたものについては、写真付で整理されていた。学校統合による備品の移動があり、製品番号が抜けているものや、保管場所の記載漏れがあった。また、存在が確認できず検印のないものもあった。担当課と協議し廃棄処分とするよう申し入れた。

#### (4) 鶴倉出張所

現金の保管や取扱には十分留意され適正に管理されていたが、出張所体制が1名であり、防犯上の懸念がある。防犯上の具体的な改善策が早急に必要である。

#### (5) 総務課

##### ①グループ制の役割について

いわゆる、「縦割り行政」の解消と各課を超えた連携がスムーズに行えるようグループ制を行っている。予算配分のシーリングや懸案事項の課を超えた協議などにある程度の効果は発揮されているが、町や組織の活性化を図って

いく為に再度組織の見直しを行い、事務の効率化を図っていただきたい。

②条例等の整備について

条例等の整備不備が指摘されており、組織的なコンプライアンス意識の向上のため更なる点検整備を要望した。

③財産管理台帳について

公会計制度の導入に向け公有財産整備は、着実に進んでいる。難しい問題ではあるが、今後も継続して整備をお願いしたい。

(6) 商工会

補助目的は、小規模事業者に対しての経営指導や小規模事業施策普及事業の実施等である。補助金は適正に執行されており、その事務処理もおおむね適正であると判断した。効果については、各事業種別に1, 580件の指導実績があり小規模事業者の経営指導に所期の効果を発揮したと思われる。

(7) 観光協会

補助目的は、南伊勢町の観光資源の保護及び開発整備の促進を図り、地方文化の向上と観光産業の発展に寄与することであり、その効果はおおむね発揮されていると考えられる。産業振興課観光係との連携を取りながら、活動をアピールし、更なる観光産業の発展に寄与していただきたい。